ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

ケアプランデータ連携システムについて

～ システムの全体概要と機能～

公益社団法人
国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health insurance Organizations

2024/5/10版

アジェンダ

第一部　ケアプランデータ連携システムについて

1. はじめに
2. システム活用による効果
3. システムの全体概要
4. 利用開始までの流れ
5. サポートサイトとライセンス料

第二部　ケアプランデータ連携システムのシステム機能について

1. システムの操作方法
2. 新機能のご紹介
3. 令和6年度介護報酬改定について

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

第一部

ケアプランデータ連携システムについて

1. はじめに

こんなお悩み抱えていませんか？

書類を郵送したり、FAXを送ったり
することが面倒くさい…

手入力での作業が多く
転記ミスなどが多い…

書類の管理と
やりとりが煩雑で混乱する…

面倒な提供票や計画表のやりとりを
効率化できます。

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。

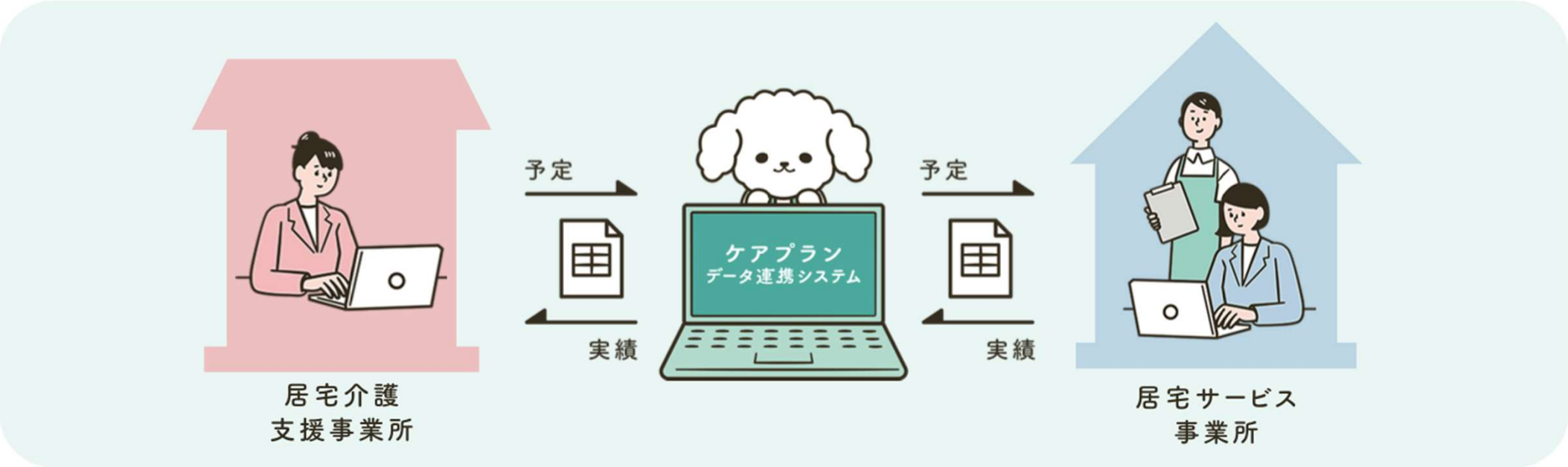

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

1. はじめに

ケアプランデータ連携システム
3つのメリット

かんたん

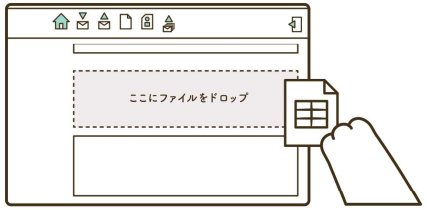

計画書（1表、2表）や
提供票データ（6表、7表）といった
CSVファイルなどを
ドラッグ&ドロップするだけで
送信準備完了。
郵送やFAXなどの送付の手間
から解放されます。

あんしん

記載ミスや書類不備が減り、
手戻りが減少。
介護報酬請求で使用されている
セキュリティ方式を採用し、
安全性は万全。
導入から運用まで、
安心のサポート体制を提供します。

さくげん

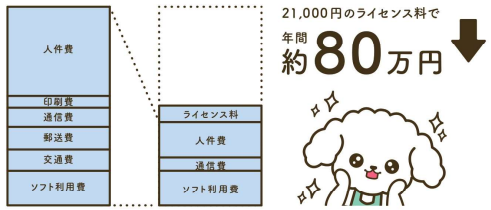

やりとりにかかる業務時間を
約1/3に抑えられる
研究結果があります。
費用については、ライセンス料
21,000円の投資で
年間約80万円の削減が見込めます。

（出典：令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の
生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」）

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

2. システム活用による効果

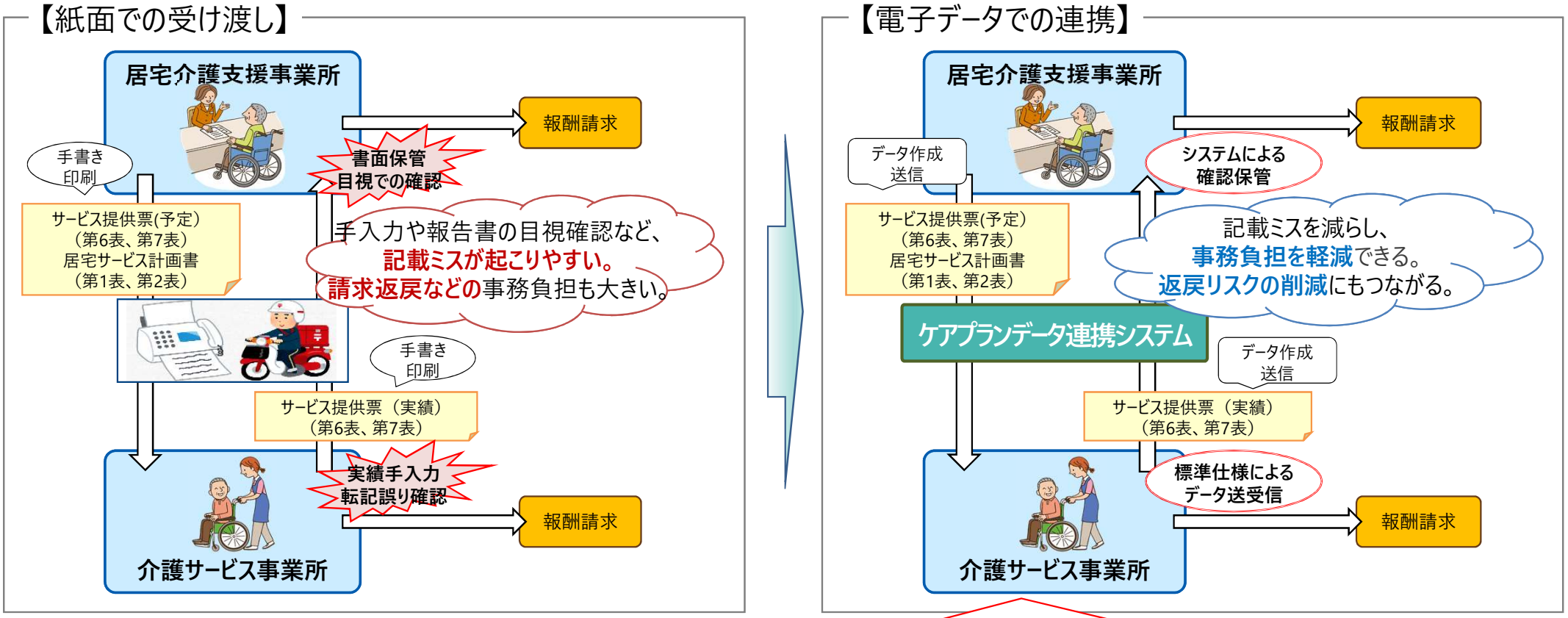

【期待できる効果】

- 記載時間の**削減**
- 転記誤りの**削減**
- データ管理による文書量**削減**
- 介護従業者の負担**軽減**

【効率化による相乗効果】

- 利用者支援にかける**時間増**
- ケアの質の**向上**

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

2. システム活用による効果

■費用対効果の試算例

事業所がケアプランを紙面で送付するため、
以下項目にかかる費用の削減が見込めます。

- 人件費の削減
- 印刷費の削減
- 郵送費の削減
- 交通費の削減
- 通信費（FAX）の削減

（人件費削減を考慮した場合）

約81万6千円/年の削減

※１ヶ月あたり約6万8千円 ×12ヵ月

(人件費削減を考慮しない場合)

約7万2千円/年の削減

※１ヶ月あたり約6千円 ×12ヵ月

【コスト削減による相乗効果】

- 介護人材の**新規確保**
- 介護人材の**定着率向上**
- 事業所経営の**収益改善**
- 事業所環境の**新規投資** …

令和２年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋

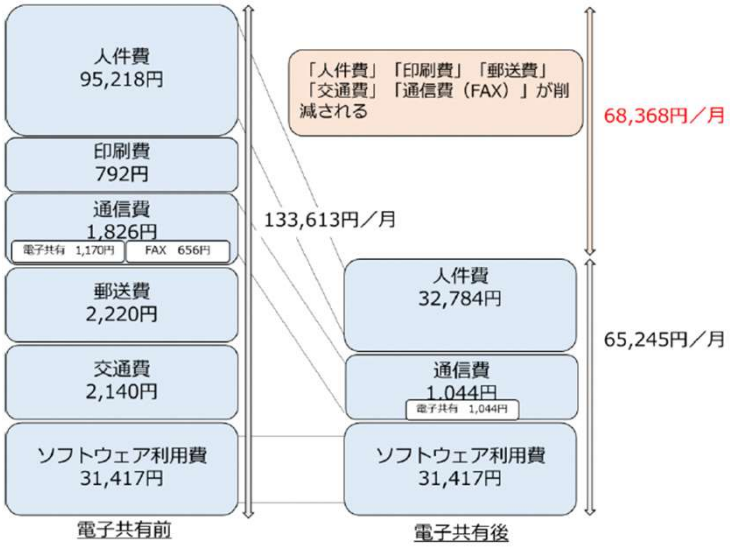

※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮した場合）

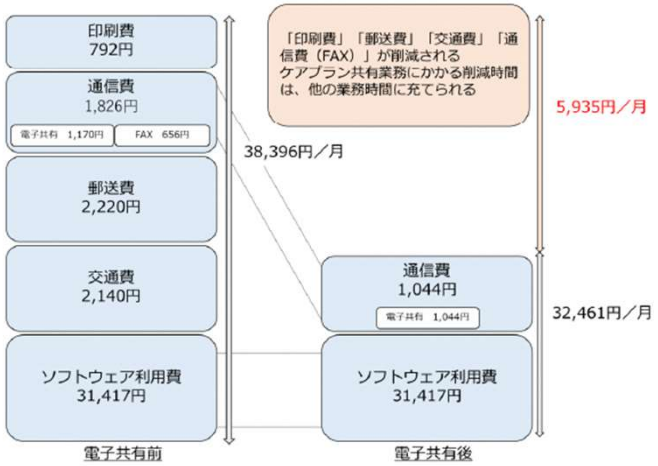

※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮しない場合）

※調査研究のアンケート結果から試算した**全国平均の見込み金額**あり、削減費を確約するものではありません。

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

【ご参考】効率化試算ツールのご紹介

システム導入による効果を試算してみたい方向けに**「かんたんシミュレーションツール」**をご用意しています。

サンプル

入力欄

事業所情報				
提供表作成・共有業務を行う職員数	事業所数	取引事業者数	取引事業者数の中で、ケアプランデータ連携システムの対象となる事業者数	利用者人数
6	**1**	**10**	**7**	**40**

シミュレーションツールはサポートサイトよりご利用いただけます!

値を入力すると効率化試算結果を自動計算します。

結果サマリ

年間の削減費用及び削減時間

費用対効果

年間	**5,272,000**	円分の費用を他予算に転嫁可能
年間	**395.9**	時間分の業務を他の業務に転嫁可能

詳細

費用

	費用							合計
	人件費	印刷費	通信費（FAX）	郵送費	交通費	介護ソフト費	ケアプランライセンス料	
導入前	11,458,960	2,112	6,336	18,240	17,664	377,004	0	11,880,315
導入後	6,197,005	634	1,901	5,472	5,299	377,004	21,000	6,608,314
差分	**-5,261,954**	**-1,478**	**-4,435**	**-12,768**	**-12,364**	0	**21,000**	**-5,272,000**

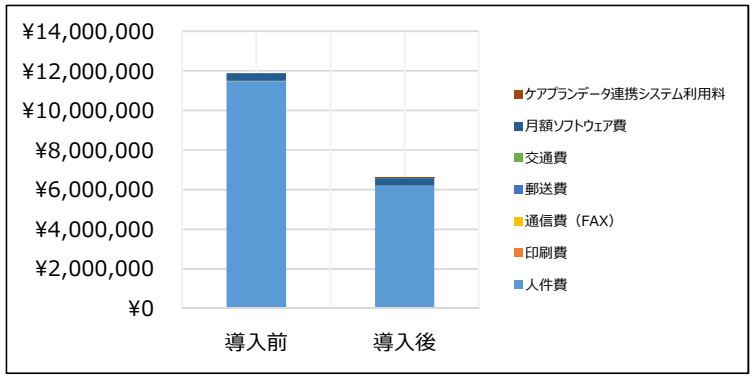

導入前と導入後の比較

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

2. システム活用による効果

「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**データ連携の標準化、統一化**が図れます。

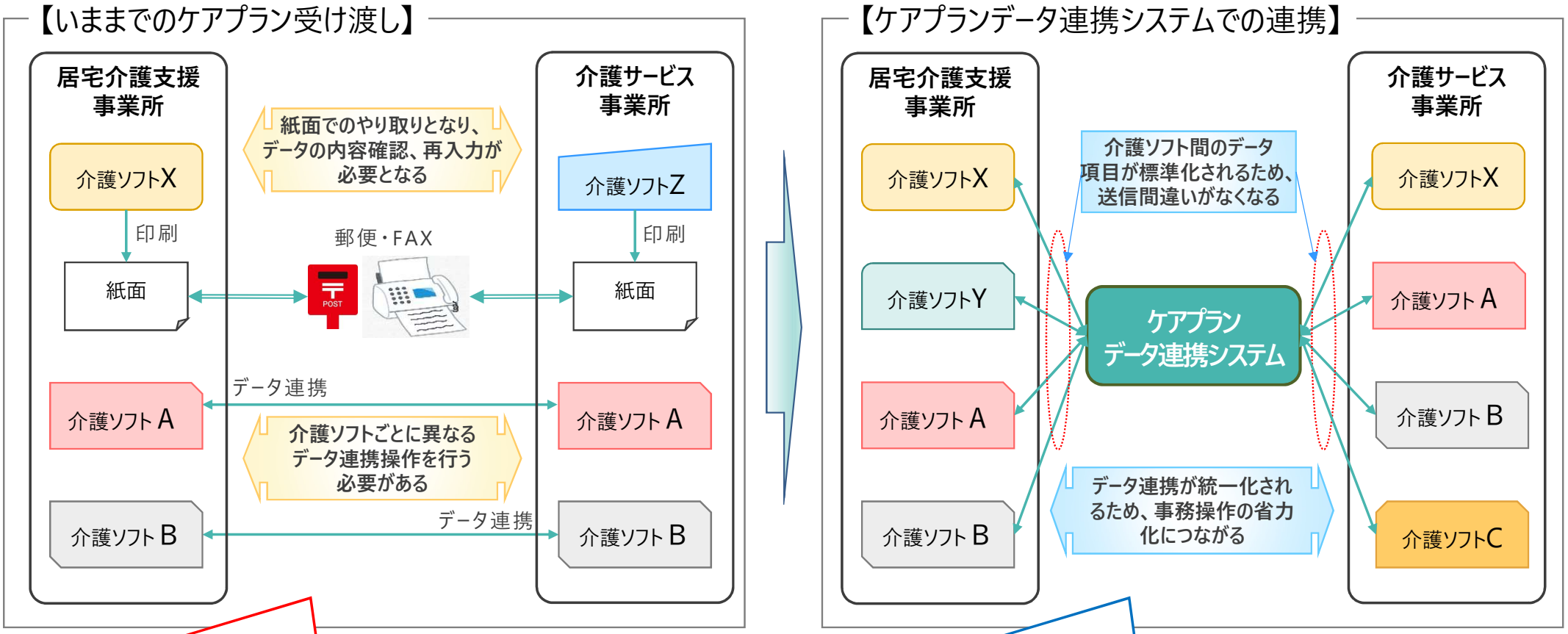

ケアプランデータの受け渡し方法が乱立
連携事務の負担が増えている

ケアプランデータの受け渡し方法を標準化、統一化
連携事務の負担削減を図ることが可能

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

3. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所のパソコンにインストールされる**「連携クライアントアプリ」**と、クラウドセンターに設置される**「ケアプランデータ連携基盤」**から構成されます。

介護事業所の利用者は、**「連携クライアントアプリ」**からインターネット回線を経由し、**「ケアプランデータ連携基盤」**を介して、事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。

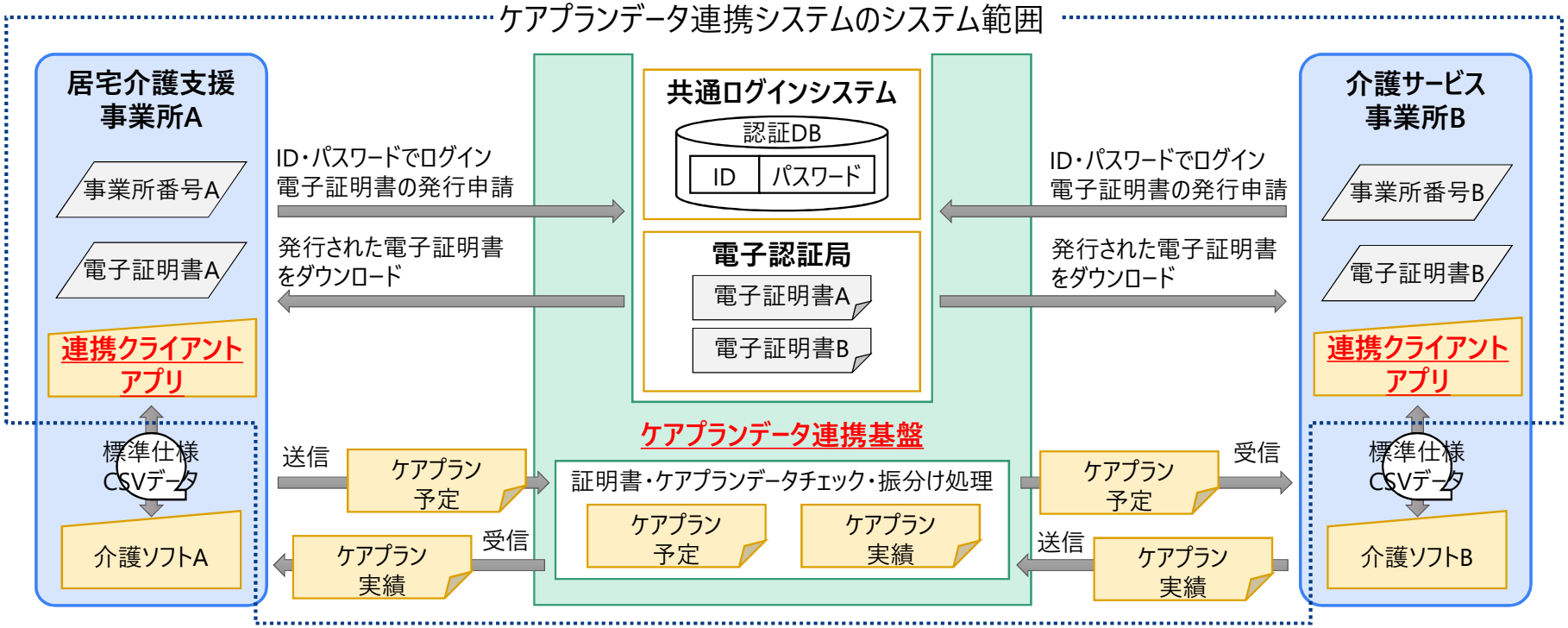

- インターネット請求で実績のある国が定めたセキュアな通信方式を採用し、安全安心なデータ連携を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

【ケアプランデータ（予定）の連携　業務フロー】

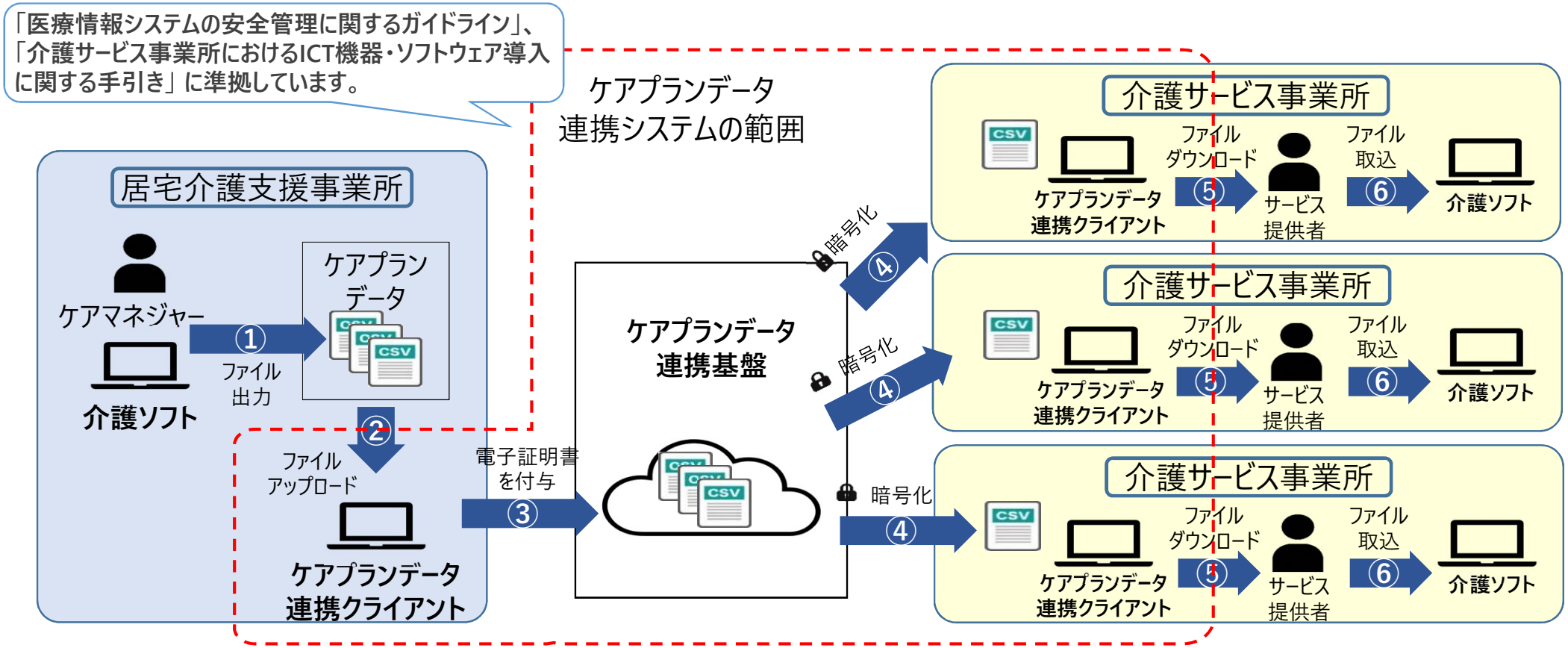

【居宅介護支援事業所】

① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力

② 出力したケアプランデータ予定ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード

③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

【介護サービス事業所】

④ ケアプアンデータ連携クライアントで送信情報を確認、ケアプランデータ連携基盤から受信

⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロード

⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

【ケアプランデータ（実績）の連携　業務フロー】

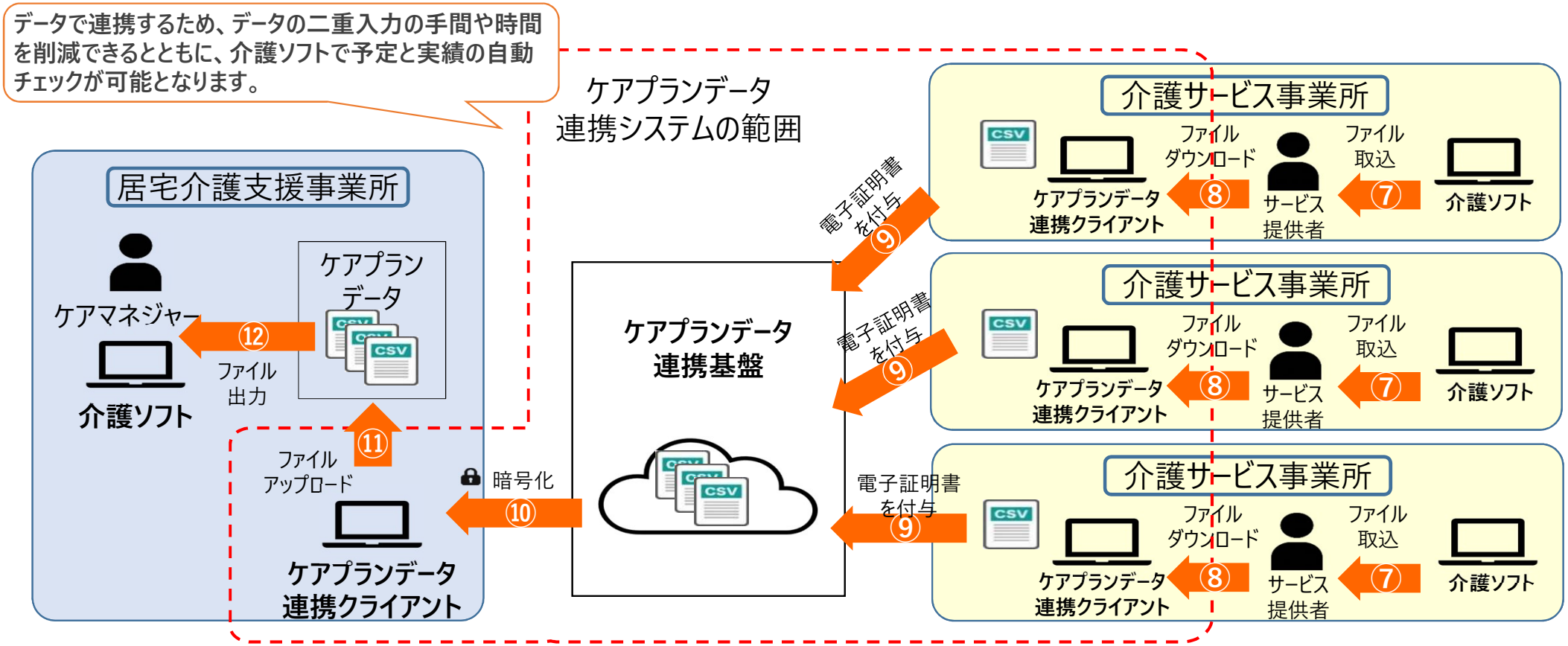

【居宅介護支援事業所】

⑩ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信

⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロード

⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み

【介護サービス事業所】

⑦ 介護ソフトにサービス実績を入力、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力

⑧ 出力したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード

⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

4. 利用開始までの流れ

初めてご利用される方向けに「**ケアプランデータ連携システム スタートガイド 導入フロー編**」をご用意しています。

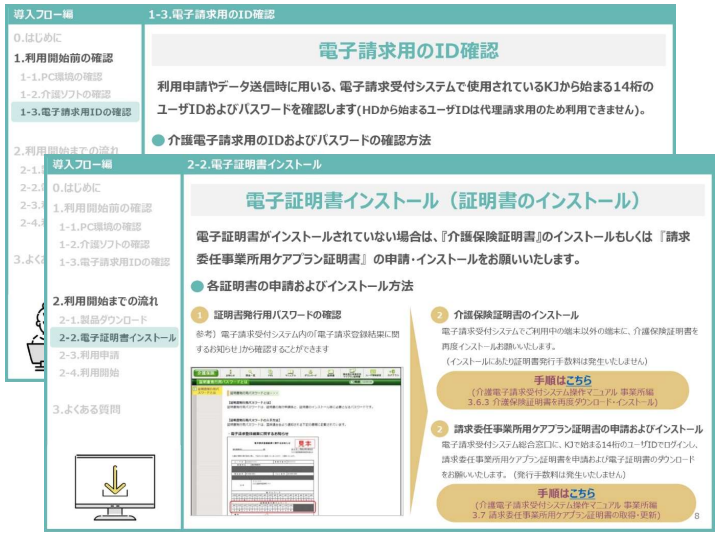

利用開始前の確認

1. PC環境の確認
2. 介護ソフトの確認
3. 電子請求用のID確認

利用開始までの流れ

4. 製品ダウンロード
5. 電子証明書インストール
6. 利用申請
7. 利用開始

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

4. 利用開始までの流れ

福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」にて
ケアプランデータ連携システムの利用事業所の検索が可能です。

https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

【ご参考】事業所とのデータ連携の進め方

居宅介護支援事業所とサービス事業所との間で、一斉にデータ連携を推し進めるのではなく、段階的に切り替えるやり方が、着実にシステム利用を行うことができます。

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

5. サポートサイトとライセンス料

サポートサイトにて、事業所向けに各種最新情報を掲載しています。
お問い合わせは、コールセンターおよび、お問い合わせフォームにて随時受け付けています。
サポートサイトは、検索サイトから ［ケアプラン ヘルプデスク］ で検索ください。

サポートサイト

https://www.careplan-renkei-support.jp

ケアプラン　ヘルプデスク　検 索

お問い合わせ

0120-584-708

受付時間 9:00～17:00
（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く）
問い合わせフォームからも受け付けています

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

5. サポートサイトとライセンス料

- 1事業所番号ごとのライセンス料は**月額1,750円**(税込み)でご利用いただけます。
- ライセンスの有効期限は**1年間**です。申込日から起算しての1年間ですので、いつでも利用開始可能です。
- 支払い方法はライセンス料1年分21,000円(税込み)を、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差し引きとなりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応しています。

よくあるご質問

Q1	**複数の介護事業所を運営している場合は、どのようになりますか。**
A1	事業所番号ごとのライセンス料となります。 複数事業所を運営している場合であっても、事業所番号が同じでしたら、1事業所番号あたりのご利用となります。

Q1	**複数年利用する場合、例えば3年間利用する時はどのようになりますか。**
A1	利用期間は1年ごとの契約となりますので、有効期間ごとに利用更新手続きをお願いします。

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

システム利用についてよくあるご相談（1/3）

	ご相談内容	ご回答
1	居宅介護支援事業所が導入してくれないので、「ケアプランデータ連携システム」を導入するメリットがない	• 居宅介護支援事業所は予定の入力、サービス事業所は実績の入力に役割を分担し、電子データで連携することで、ケアプランの書類作成にかかる事務全体の作業負担軽減、経費削減が図れます。 • ケアプランの作成元であるケアマネジャーが率先して、介護ソフトを利用したケアプランの作成、ケアプランデータ連携システムを利用した電子データによる送受信を行うようにしてください。
2	居宅介護支援事業所に「ケアプランデータ連携システム」でデータ送信を行っているが、紙面での提出も求められるため、負担が増えた	• 令和３年度介護報酬改定では、「文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進として、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応を原則認める」旨が改定されました。 • 「ケアプランデータ連携システム」でデータ連携を行った居宅サービス計画書やサービス利用票(提供票)について電磁的な方法での保管が可能なため、なるべくペーパーレスでデータ連携を行えるよう保険者を通じて管内介護事業所へ周知しているところです。

ケアマネジャーが
率先してデータ連携を
行ってください!

居宅介護支援事業所

ケアプランの電子データを連携
データ作成入力を分担
事務全体の作業負担を軽減

令和3年度介護報酬改定
ケアプランの電磁的保管が可能
紙面での提出・保管は不要

居宅サービス事業所

デジタル化で
スマートな
職場実現を!

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

システム利用についてよくあるご相談（2/3）

	ご相談内容	ご回答
3	すでに民間で提供されているデータ連携システムを利用しており、新たに「ケアプランデータ連携システム」を導入しても負担が増えるだけでは?	• 民間で様々なケアプランのデータ連携方法が提供されていますが、国が提供する「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じていない場合があり、他事業所とデータ連携時に正しくデータ連携できないことがあります。 • 国保中央会では介護ソフトベンダーと連携し、「ケアプランデータ連携標準仕様」に合格したもの随時公表しており、「ケアプランデータ連携システム」によるデータ連携に一本化することでデータ連携の標準化を進め、連携作業の効率化を図ることができます。
4	ライセンス費用が高い。民間が提供する無償のデータ連携システムで十分では?	• 無償で提供されているケアプランのデータ連携方法は、データセキュリティを確保されていないケースがあり、万が一セキュリティ事故が発生した場合は、事業者側の責任となる可能があります。 • ケアプランで扱う情報には要配慮個人情報が含まれる場合があるため、国が定めるセキュリティ要件に準拠した「ケアプランデータ連携システム」を利用することで、安心安全なデータ連携を実現することができます。

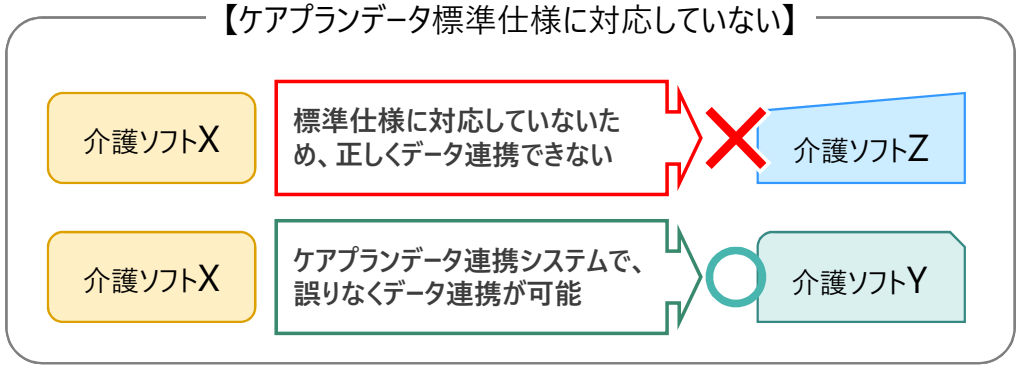

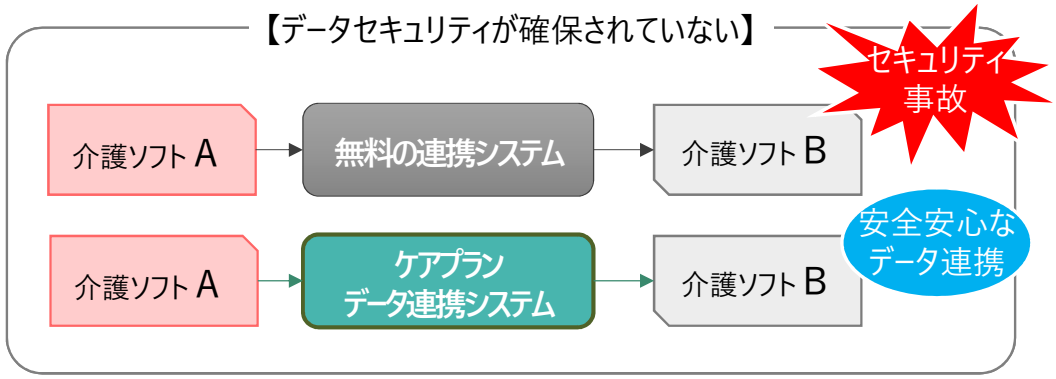

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

システム利用についてよくあるご相談（3/3）

	ご相談内容	ご回答
5	利用している介護ソフトが「ケアプランデータ連携システム」に対応していない	• 介護ソフトによっては、自社製品間のみでのデータ連携を実現することで、他社介護ソフトを導入した事業所とのデータ連携を妨げ、事実上ベンダーロックイン状態となってしまうソフトウェアも存在します。 • 介護ソフトの入れ替えやデータ連携機能を検討したい場合、都道府県や地方自治体等が進めるICT導入支援事業や介護生産性向上推進総合事業などの補助金を活用することが可能です。
6	「ケアプランデータ連携標準仕様」が介護予防や福祉用具に対応していない	• 現在示されている「ケアプランデータ連携標準仕様V3」の連携対象として、介護予防サービスや総合事業Aが明記されていますが、地域包括支援センターが直接実施する場合でサービス利用票(第6表・第7表)を簡略化して使用する場合に限られています。 • R6年度内に「ケアプランデータ連携標準仕様V4」の提供が計画されており、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの正式対応、合わせて居宅サービス計画書(第3表)の追加や福祉用具貸与時のTAISコード対応などを予定しています。

【ケアプランデータ連携システムに対応していない】

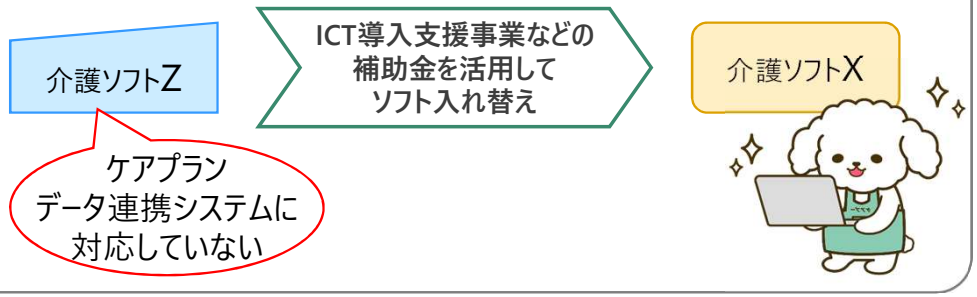

【介護予防や福祉用具に対応していない】

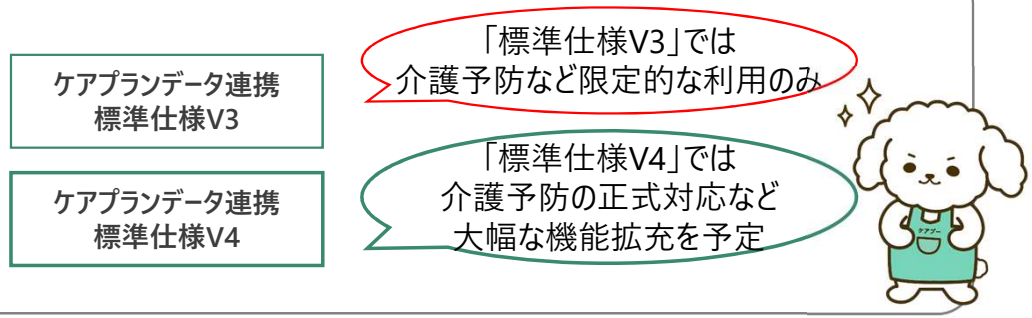

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

第二部

ケアプランデータ連携システムの
システム機能について

1. システムの操作方法

初めてご利用される方向けに「ケアプランデータ連携システム スタートガイド システム操作編」をご用意しています。

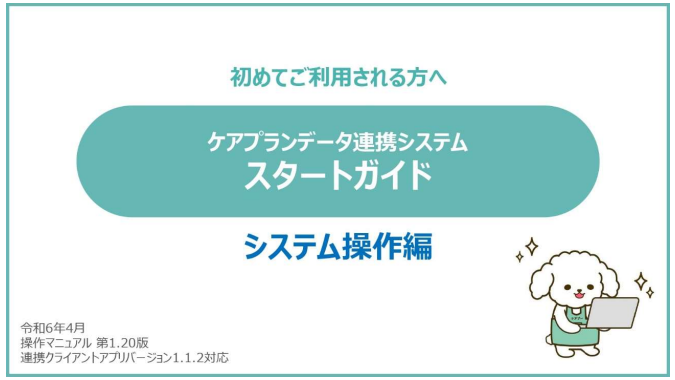

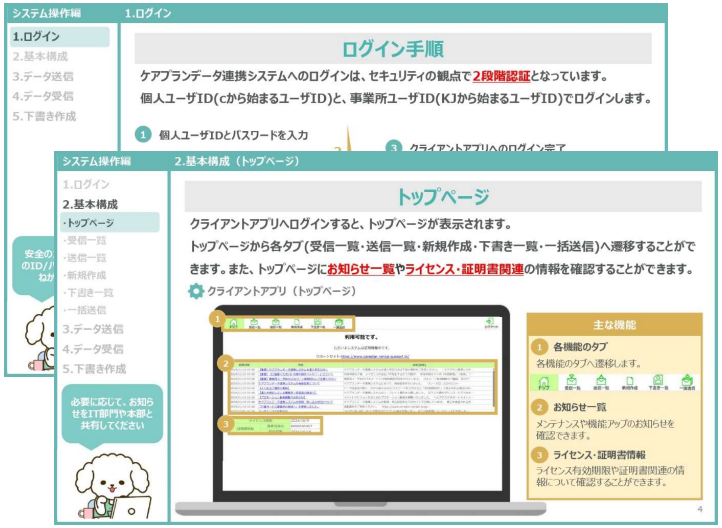

連携クライアントアプリの操作

1. ログイン
2. 基本構成
3. データ送信
4. データ受信
5. 下書き作成

- 基本構成
  - トップページ
  - 受信一覧
  - 送信一覧
  - 新規作成
  - 下書き一覧
  - 一括送信
- データ送信
  - 新規作成
  - 一括送信

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

2. 新機能のご紹介

事業所様の声を取り込み、
大変便利になりました！

令和6年2月より「**ケアプラン連携クライアント アプリケーション v1.1.2**」をサポートサイトより提供しています。

一括送信時のメッセージが一括で登録できるようになりました

ログイン画面を集約し、事業所ログインまでの入力手順を改善しました

受信一覧に遷移するだけで最新の受信一覧に更新されるようになりました

システムのエラーメッセージが分かりやすくなりました

お使いのアプリのバージョンが確認できるようになりました

お知らせが連携クライアントアプリから確認することが可能となりました

システム利用の有効期限がアプリから確認できるようになりました

電子証明書の状態がアプリから確認できるようになりました

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

3.令和6年度介護報酬改定について

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の逓減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムの利用が盛り込まれました。
以下のようなシミュレーションですと、1ヶ月約40,000円のメリットが期待できます。

■居宅介護支援費(Ⅱ)の緩和措置条件が変わります。

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行	ICT機器の活用 **または** 事務職員の配置
改正	**ケアプランデータ連携システム**の活用 **および** 事務職員の配置

■逓減制適用の件数が変わります。

居宅介護支援費(Ⅰ) 緩和措置		**居宅介護支援費(Ⅱ)** 緩和措置	
現行	40件から逓減制適用	現行	45件から逓減制適用
改正	**45件**から逓減制適用	改正	**50件**から逓減制適用

参考資料：「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」資料より。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が **50件**の場合

居宅介護支援費(Ⅰ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

(1,411単位※1 × 44件 ＋ 704単位※1×6件) ×11.40円/単位※2 ＝ **755,911.2円**

45件から逓減制適用

差額
約 40,000円

居宅介護支援費(Ⅱ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

(1,411単位※1 × 49件 ＋ 683単位※1×1件) ×11.40円/単位※2 ＝ **795,970.8円**

50件から逓減制適用

※1　R6年度改定案における居宅介護支援費（Ⅱ・ⅰ）における要介護3から5における単位数
（R6　1.22　社保審－介護給付費分科会 第239回（R6.1.22）　参考資料２－１）

※2　R6.1.22時点の地域区分１級地　人件費割合70%の場合

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations